

平成 21 年 10 月 7 日
消 費 者 庁

太陽光発電装置等の販売に係る消費者トラブルへの対応について

昨今、太陽光発電装置等に係る消費者相談が増加傾向にあり、その相談内容は、光熱費負担や補助金制度に係る不実告知が疑われるもののほか、事業者に係る照会など、多岐にわたる傾向にあります。

このような状況を踏まえ、消費者被害の防止を図る観点から、消費者庁として、以下の対応を行うこととしたので、公表します。

- (1) 販売業者や太陽光発電装置導入の支援措置を所管する経済産業省に対し、本日（10月7日）被害の未然防止を図るための取組について協力を要請（別紙）。
- (2) 補助金等の太陽光発電装置導入の支援措置につき正確な情報を周知するため、経済産業省と協力しつつ、全国の消費生活センター等への情報提供を実施予定。
- (3) 引き続き本分野の相談状況を注視し、必要に応じ特定商取引法による調査を実施。

(参考1) PIO-NET における相談件数（太陽光発電装置等のソーラーシステム全体）は、2008年度で約1,700件（2007年度：約1,400件、2006年度：約1,600件）。このうち、約8割は訪問販売によるもの。

(参考2) 本日、独立行政法人国民生活センターにおいても、本件の消費者トラブルに関する消費者への情報提供について報道発表を行っているところ。

問い合わせ先
消費者庁取引・物価対策課
赤井、立石
電話：03-3507-9213

消政調第4号
消取物第66号
平成21年10月7日

経済産業省

商務流通グループ

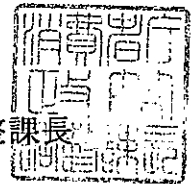
取引信用課長 殿

消費経済政策課長 殿

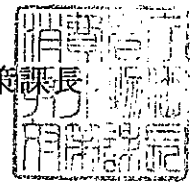
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー対策課長 殿

消費者庁 政策調整課長



取引・物価対策課長



太陽光発電装置等の販売に係る消費者トラブルへの対応について

昨今の太陽光発電装置等に係る消費者相談は、2008年度で約1,700件となっており、2006年度（約1,600件）、2007年度（約1,400件）と比べて件数が増加傾向にあり、そのうちの多くが訪問販売におけるものとされています。

こうした状況を受け、本年5月には経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課から太陽光発電協会へ注意喚起文書が発出されたものと承知しています。

一方、現時点においても本分野に係る相談は少なくなく、具体的には、売電により光熱費やクレジットの手数料等の費用負担がゼロになる旨や、すぐに契約しないと補助金が受けられなくなる旨などの不実告知が疑われる勧誘が見受けられるところです。さらに、そうした事例が見受けられることによって、本分野における消費者の懸念や不安をもたらしている結果、契約先の事業者に係る照会や、一度勧誘を受けた段階でどのような事業者か情報を知りたいといった問い合わせの件数も増加している傾向が見られます。

以上を踏まえ、消費者庁においては、経済産業局及び都道府県と密接に連携しつつ、引き続き消費者トラブルの実態を注視し、必要に応じて特定商取引法による調査を実施するなどの対応を行っていくこととしていますが、そもそも太陽光発電の普及を適切に図っていくためには、本分野における取引の適正化と消費者トラブルを招くことがないようにするための環境整備が必要不可欠であると考えます。

よって、貴省におかれては、当庁による取組と、必要な連携、協力を図りつつ、下記の取組を行い、今後の状況等についても随時当庁と相互に情報を共有するよう要請いたします。

記

- ・ 太陽光発電装置等の取引の現状把握のための調査、ヒアリング等を実施し、関係団体等への必要な改善措置等を要請
- ・ 太陽光発電装置等に係る関係団体等に相談窓口の設置を要請
- ・ 個別クレジット等について、クレジット事業者・関係団体に対して現状把握、必要な要請を実施
- ・ 必要に応じて、特定商取引法に係る取組と連携しつつ、割賦販売法による調査等を実施